

令和8年5月12日

島根県企業局総務課 中村 Tel.0852-22-6638

令和7年度消費税及び地方消費税の中間申告・納付の納付遅延について

企業局において消費税及び地方消費税の中間納付手続きを誤ったため、延滞税73,800円が徴収される事案が発生しました。

このような事案を招いたこととお詫びいたしますとともに、再発防止の徹底に努めてまいります。

1. 事案概要

- ・電気事業会計及び水道事業会計において消費税中間納付の遅延により延滞税が発生
- ・電気事業会計…消費税等額24,550,500円、延滞税：50,800円（4/27納付時）
- ・水道事業会計…消費税等額11,126,100円、延滞税：23,000円（4/27納付時）

2. 経過・対応

令和8年3月2日 e-Taxにより3月分の中間申告納付状況を作成（一時保存）

3月6日 文書管理システムにより納付額執行に関する決裁

3月9日 企業会計システムで資金前渡口座へ納付予定額を振込手続き

9日 e-Taxのダイレクト納付手続きを失念（3月31日納付予定の
～31日 中間納付額が資金前渡口座から引き落とされず）

4月24日 松江税務署から3月31日期限の消費税について納付確認ができない旨電話連絡

資金前渡口座に消費税納付予定金額の残金状態を確認

e-Taxのダイレクト納付手続きが未実施状態を確認

4月27日 e-Taxにより即日納付手続き→消費税等額を納付

3. 原因

- ・消費税の納付作業は3つのシステム（e-Tax, 文書管理, 企業会計）を用いるので処理が複雑

4. 再発防止策

- ・資金前渡口座の記帳確認及びチェックリストによる作業の履行確認を実施する。